

議案第78号

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

平成30年9月3日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、提案するものであります。

権利の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

1 債権の内容

学童クラブ育成料

2 債務者

4人

3 放棄する債権額

189,000円

4 放棄の理由

当該債権の消滅時効における5年の時効期間（民法（明治29年法律第89号）第169条）の経過により、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難であること。

(参考)

放棄対象債権内訳表

番号	債権額	未納期間（月数）
1	137,000円	平成18年9月（1箇月），平成18年11月～平成19年3月（5箇月），平成19年6月～平成21年3月（22箇月）
2	7,000円	平成21年7月～同年9月（3箇月）
3	35,000円	平成23年6月～同年12月（7箇月）
4	10,000円	平成24年4月（1箇月）